

第36回消費者問題懇話会のご案内

公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会西日本支部 (<http://www.nacs-west.jp/>)

消費者が求める企業の消費者対応 ～景品表示法改正を中心に～

消費者問題懇話会は、当会賛助会員や一般企業の皆様、行政関係者の皆様とNACS会員が情報交換を行い、相互理解を深めることを目的として毎年開催いたしております。

今回は、本年6月に成立し、12月1日に施行予定の「改正景品表示法」をテーマに、消費者庁担当官及び独占禁止法の専門家である根岸哲先生にご講演をいただきます。「景品表示法」は、昨年のホテルメニュー等の偽装表示問題を契機に改正されました。同法改正により、不当表示を、「公正な競争の阻害」という観点から、「一般消費者による選択の阻害」として規制するという観点へ転換が図られました。さらに、行政の監督指導体制が強化される一方、事業者には表示管理体制の強化が求められています。また、課徴金制度の導入についても検討されています。このような背景の中、事業者にとりましては、丁寧な消費者対応がより一層求められることとなります。

当懇話会では、「望まれる消費者対応」とは何かについてご講演をいただいた後、参加者で意見交換を行っていただけるよう企画しました。企業や行政関係者の皆様はもちろん、消費者の皆様にも知識をより深めていただく機会になると存じます。ご多忙な中とは存じますが、皆様方のご参加をお待ち申し上げます。

- 【日時】2014年11月20日(木)
13:30～16:30(13:00受付開始)
【会場】エル大阪南734号室
【参加費】無料
【定員】40名(先着順)

プログラム

受付開始(13:00～)

◆第一部 消費者庁報告講演(13:35～)

「改正景品表示法のポイント」

消費者庁 担当官

◆第二部 講演(14:35～)

「景品表示法改正と望まれる消費者対応」

講師:根岸 哲(ねぎし あきら)氏

甲南大学法科大学院教授

◆第三部 グループワーク(15:50～)

終了(16:30)



- 京阪・地下鉄谷町線「天満橋駅」より西へ300m
 - 京阪・地下鉄堺筋線「北浜駅」より東へ500m
- ホームページ <http://www.l-osaka.or.jp/index.html>

景品表示法改正の概要(12月1日施行)

- ・事業者には、表示等の適正な管理のために必要な体制の整備を義務付けた(第7条関連)。
- ・民間による対処支援のため、適格消費者団体への情報提供(第10条関連)、国・地方公共団体等関係者相互の密接な連携確保を定めた(第15条関連)。
- ・措置命令を行うための調査権限を事業所管大臣等に委任できるようにした(第12条関連)。
- ・措置命令及び合理的根拠の提出要求の権限を都道府県知事に付与した(第12条関連)。

また、課徴金制度についても施行後1年以内に検討を加え、必要な措置を講じる

【参加申込/問合せ先】 2014年11月14日(金)までにEメールまたは同封のFAX用紙でお申込みください。

Eメール: west-soumu@nacs.or.jp FAX: 06-4790-8110

Eメールでのお申込みにあたっては、下記①～⑦を記載願います。

- ①件名: 消費者問題懇話会申込み
- ②会員種別(当会会員(正会員または賛助会員)または一般)
- ③会社・団体等及び部署名
- ④ご芳名(フリガナ)
- ⑤電話番号
- ⑥事前質問(あれば記載ください)
- ⑦Eメールアドレス

担当: 公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会西日本支部 総務委員会 城戸(きど)

※ご提供いただきました個人情報、今回ならびに次回以降の消費者問題懇話会のご連絡のみに使用いたします。